

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） 一一七（略） 八一般社団法人へいわ創造機構ひろしま 九一七（略）	別表第一（第二条関係） 一一七（略） 八一十六（略）

附 則

この人事委員会規則は、令和七年十二月一日から施行する。